

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
常務理事 根本陽充

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 63)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和3年9月29日付 日薬業発第230号にて日本薬剤師会より標記通知がありました。

「令和3年10月以降におけるコロナ患者の調剤に係る特例評価の拡充について(令和3年9月28日付日薬業発第228号)」に記されておりますように、「調剤報酬感染症対策実施加算(4点)」及び「介護報酬上の基本報酬の0.1%特例」は9月末が期限とされておりました。今般、10月以降の調剤報酬上の取扱いが別紙に示されております。

資料内容から下記に要点を列挙いたしますので、貴地区会員薬局へのご周知並びにご指導の程宜しくお願いいたします。

なお、薬局等における感染拡大防止対策への支援として年末までのかかり増し経費の補助(日薬業発第228号記載)については、別途日薬より情報を入手次第お知らせいたします。

《要点》

① 小児(6歳未満の乳幼児)の外来診療等に係る措置 6点

「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019(COVID-19)診療指針」を参考に予防策を講じた上で、保護者に同意を得た場合 ⇒令和4年3月末日まで(小児外来に係る特例の支援継続)

② 自宅・宿泊療養者への緊急訪問・電話等による服薬指導への特例拡充

1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 500点(略号:緊コA)

「CoV 自宅」・「CoV 宿泊」と記された処方箋に基づき、医師の指示により、薬局薬剤師が緊急に薬剤を患者に配送した上で、患者の療養している場所において、服薬指導等を実施した場合

2) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 200点(略号:緊コB)

上記患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、緊急に電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合又は患者の家族に対して緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合

3) 上記1)「緊コA」・2)「緊コB」を算定する場合の薬剤服用歴管理指導料に係る加算

- ・要件を満たしていれば、加算を算定できる
- ・「薬剤服用歴管理指導料」・「かかりつけ薬剤師指導料等」は併算定不可

③ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例

30点(算定上限撤廃)

保険医療機関からの情報提供の求めがあった場合、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等について確認し、当該医療機関に必要な情報を文書により提供した場合、月1回の限度を超えて算定できる。